

「投資信託総合取引規定」の改正について

以下の各規定につきまして、2024年1月1日付で一部改正致します。

投資信託総合取引規定

条項	改正後	改正前
第2条	<p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</p>	<p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資（追加）に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</p>
第6条の2	<p>第6条の2（指定口座の管理） お客様は、第6条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</p> <p>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</p> <p>3 お客様が第2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当会は責任を負いません。</p>	<p>第6条の2（指定口座の管理） お客様は、第6条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</p> <p>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</p> <p>3 お客様が前2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当会は責任を負いません。</p>

以上

2024年1月1日
山口県信用農業協同組合連合会